

姫路市病児・病後児保育事業実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な期間、一時的にその児童の保育を行うことにより、児童の健全な育成及び福祉の向上を図り、もって保護者が安心して子育てができる環境整備に寄与することを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は姫路市とする。

（施設の指定）

第3条 市長は、この事業の実施を次に掲げる要件の全てを満たす施設のうちからあらかじめ指定した施設（以下「実施施設」という。）に委託する。

- (1) 市内において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第13号に規定する病児保育事業を実施していること。
- (2) 児童福祉法第34条の18第1項の規定による届出を行っていること。

2 次の各号に定める施設の類型は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 病児・病後児保育施設 児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合又は病気の「回復期」にあり、かつ、集団保育が困難な場合に、一時的に保育する実施施設。
- (2) 病後児保育施設 児童が病気の「回復期」にあり、かつ、集団保育が困難な場合に、一時的に保育する実施施設。

（対象児童）

第4条 この事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、乳児、幼児又は小学校に就学している児童であって、あらかじめ姫路市病児・病後児保育利用登録申請書（様式第3号。以下「登録申請書」という。）を実施施設に提出し、登録をしているものとする。

（利用の要件）

第5条 利用の要件は、対象児童が、次のいずれかに掲げる場合であって、保護者が勤務等の都合により家庭においても育児を行うことが困難なときとする。

- (1) 病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ当面の症状の急変が認められない場合

(2) 病気の「回復期」にあり、かつ保育所等での集団保育が困難な場合

(利用の申請及び決定)

第6条 利用を希望する保護者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ実施施設の長を経由して市長に対して姫路市病児・病後児保育利用（変更）申請書（様式第4号。以下「利用申請書」という）に児童のかかりつけ医又は嘱託医等による、当該児童を一時保育の対象として差し支えない旨の連絡票を添えて申し込みを行うものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、速やかに利用の承認又は不承認を決定し、利用の承認を決定したときは、姫路市病児・病後児保育利用（変更）決定通知書（様式第5号の1、様式第5号の2。以下「決定通知書」という。）により、利用の不承認を決定した場合は、姫路市病児・病後児保育利用不承認通知書（様式第6号）により申請者及び実施施設の長に通知する。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請書等の書面による手続きは事後であっても差し支えないものとする。

(利用の実施)

第7条 市長から決定通知書を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、原則として自己の責任において指定された日時に児童の送迎を行わなければならない。ただし、送迎対応を実施する施設においては、この限りでない。

2 利用者は、利用期間中は常に連絡先を明らかにしておくとともに、次条第2項に該当した場合は、直ちに児童を実施施設から引き取らなければならない。

3 利用者は、利用に際しては、実施施設の長に、児童の健康状況、その他処遇上必要な事項について説明を行わなければならない。

4 実施施設の長は、利用期間中の児童の生活状況等の記録を整備しておかなければならない。

(利用の期間)

第8条 利用の期間は、集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で育児を行うことができない期間であって連続して7日以内を原則とする。

2 児童が次に掲げる場合は、利用期間中であっても利用を解除することができる。

(1) 病状が変化し、実施施設において対応が不可能なとき。

(2) その他市長が不相当と認めるとき。

3 市長は、前項の措置をとった場合は、利用者に対し姫路市病児・病後児保育利用解除通知

書（様式第7号）により通知する。

（実績報告）

第9条 実施施設の長は、各四半期の終了後、実績報告書（様式第8号）により報告するものとする。

（利用者負担）

第10条 利用者は、事業の実施に要する経費の一部として、別表に定める利用世帯区分ごとに利用者の負担額の欄に定める額を負担するものとし、市長の請求に基づき支払うものとする。

2 市長は、前項の規定する利用者が負担すべき経費について、特に必要と認めたときは、これを減額することができる。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月7日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成12年8月9日から施行する。

2 この要綱による改正後の姫路市乳幼児健康支援デイサービス事業実施要綱の規定は、施行の日以後に利用申請書の提出があった申請者について適用し、同日前に利用申請書の提出があった申請者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の姫路市病後児保育事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に利用申請書の提出があった申請者について適用し、同日前に利用申請書の提出があった申請者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の姫路市病児・病後児保育事業実施要綱の規定は、この要綱の施行

の日以後に利用申請書の提出があった申請について適用し、同日前に利用申請書の提出があった申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

病児・病後児保育事業利用者負担額

利用世帯の区分		利用者の負担額（日額）
市内に住所を有する世帯	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び当該年度分の市民税非課税世帯	0円
	当該年度分の市民税所得割額48,600円未満の世帯（上記世帯を除く。）	1,000円
	上記以外の世帯	2,000円
市外に住所を有する世帯		3,000円

備考 4月1日から6月30日までの間の利用については、前年度の市民税額により利用者負担額を決定するものとする。

姫路市病児・病後児保育利用登録申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住所

（保護者）氏名

次のとおり病児・病後児保育の利用登録を申請します。

利用児童の氏名	フリガナ (男・女)		生年月日	H R 年 月 日
在籍する保育所等				
通院している医療機関	(電話 -)			
加入している健康保険	保険の種類 ☐ 国保 ☐ 協会けんぽ ☐ 組合 ☐ その他 () 記号番号 保険者番号			
緊急時の連絡先 (緊急時に1から順に連絡します。)	氏 名		児童との続柄	電話番号(勤務先の場合は会社名)
	1			()
	2			()
	3			()
アレルギーの有 無	☐ 有(症状) ☐ 無			
既往症(今までにかかった病気に印をつけてください。)				
☐ 突発性発疹 ☐ 麻疹(はしか) ☐ 水痘(水ぼうそう) ☐ 風疹(三日ばしか) ☐ 咽頭結膜炎(プール熱) ☐ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ☐ ヘルパンギーナ ☐ 百日咳 ☐ 手足口病 ☐ 感染性紅斑(リンゴ病) ☐ 熱性ケイレン ☐ 川崎病 ☐ 異型肺炎(マイコプラズマ肺炎) ☐ 結核 ☐ 喘息 ☐ アトピー性皮膚炎 ☐ とびひ ☐ 湿疹 ☐ 食物アレルギー(ミルク・卵・鶏肉・牛肉・ソバ・大豆・その他) ☐ その他 ()				
予防接種(今までに受けたものに印をつけてください。)				
☐ BCG(結核) ☐ ポリオ ☐ MR(麻しん・風しん混合) ☐ 麻しん(はしか) ☐ 風しん ☐ 四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ混合) ☐ 三種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風混合) ☐ 水痘(水ぼうそう) ☐ 二種混合(ジフテリア・破傷風混合) ☐ 日本脳炎 ☐ 小児肺炎球菌 ☐ Hib ☐ B型肝炎 ☐ インフルエンザ ☐ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ☐ その他 ()				
保育上注意してほしいこと				

姫路市病児・病後児保育利用（変更）申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

〒

申請者 住所

（保護者）氏名

医師により別紙連絡票のとおり説明を受けた上で、次のとおり
病児・病後児保育
病後児保育
を利用（変更）したいので申請します。

なお、利用期間中は、施設の指示に従います。利用者負担額の算定のため、申請者及び同一世帯に属する家族の税務資料の閲覧に同意します。

対象児童氏名 (生年月日・年齢)		(男・女) (年 月 日生 歳 か月)		保育所等 の名称	
利 用 期 間	申請時	年 月 日 時 ～ 年 月 日 時 (日間)			
	変更後	年 月 日 時 ～ 年 月 日 時 (日間)			
対 象 児 童 の 病 状 等		病 名			
		病 状	☐ 発熱 ☐ 発疹 ☐ 咳 ☐ 鼻水 ☐ のどの痛み ☐ ケイレン ☐ 腹痛 ☐ 下痢 ☐ 吐き気 ☐ 食欲低下 ☐ 頭痛 ☐ めやに		
		病院での受診歴	☐ 受診した ☐ 受診していない		
		病院での投薬歴	☐ 投薬を受けている ☐ 投薬を受けていない		
		常備薬の服用歴	☐ 服用している ☐ 服用していない		
		その他特記事項	☐ 食物アレルギー（卵・牛乳・小麦・ ☐ 喘息 ☐ アトピー性皮膚炎 ☐ 熱性ケイレン		
		※食事や健康状態 等、保育上の注意 について記入し てください。			
※以下は、利用登録申請書の記載内容に変更があった場合のみ記入					
加 入 健 康 保 険		☐ 国保 ☐ 協会けんぽ ☐ 組合 ☐ その他 ()			
		記号番号		保険者番号	
緊急時の連絡先		電話 () —			

幼児教育・保育の無償化による償還払いに必要な「提供証明書」の発行を希望します。



年 月 日

（申請者）

様

姫路市長

姫 路 市 病 児 ・ 病 後 児 保 育 利 用（変 更）決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました { 病児・病後児保育
病後児保育 } の利用について、

次のとおり決定したので通知します。

対象児童の氏名		(男 ・ 女)	対象児童の 生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳 か月)
利用承認期間		年 月 日 ～ 年 月 日まで (日間)		
実施施設	名 称	(電話 ー)		
	所在地			
利用者負担額		円 (日額 円× 日)		
その他		1 実施施設への児童の送迎は、保護者の責任において行ってください。 2 利用期間中は、児童の健康状態に注意の上、保育上の留意事項について実施施設に詳細にお話してください。 3 利用に当たっては、実施施設の開設時間を必ず守ってください。		

年 月 日

施設長 様

姫路市長

姫路市病児・病後児保育利用（変更）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました { 病児・病後児保育
病後児保育 } の利用について、

次のとおり決定したので通知します。

保護者	住 所			
	氏 名			
対象児童	氏 名	(男・女)	対象児童の 生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳 か月)
利用承認期間		年 月 日 ～ 年 月 日まで (日間)		
利用者負担額		円 (日額 円× 日)		

(添付書類) 姫路市病児・病後児保育利用（変更）申請書

様式第 6 号（第 6 条関係）

年 月 日

様

姫路市長

姫路市病児・病後児保育利用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました姫路市病児・病後児保育利用申請は、下記の理由により当該事業の対象には該当しませんので通知します。

記

（理由）

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

様

姫路市長

姫路市病児・病後児保育利用解除通知書

年 月 日付けで利用決定しました姫路市病児・病後児保育利用については、
下記の理由により当該事業の利用を解除しましたので通知します。

記

（理由）

令和 年 月 日

（宛先）姫路市長

施設の所在地
施設の名称
法人住所
法人名
代表者名

姫路市病児・病後児保育事業 実績報告書

令和 年度 第 期分の { 病児・病後児保育事業
病後児保育事業 } の実績について、下記のとおり

報告します。

記

	延べ利用児童数				合 計	開 設 日 数
	市内に住所を有する世帯			市外に住所を有 する世帯 (3,000円)		
	市民税所得割課税額 48,600円以上の世帯 (2,000円)	市民税所得割課税額 48,600円未満の世帯 (1,000円)	生活保護世帯及び 市民税非課税世帯 (無料)			
()月	人	人	人	人	人	日
()月	人	人	人	人	人	日
()月	人	人	人	人	人	日
3 か月の 合 計	人	人	人	人	人	日